

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名 建設政策課	整理番号 1－5
許認可等の種類	永久標識等の移転の請求(公共測量)	
根拠法令条例等・条項	測量法第39条において準用する同法第24条	
許認可等の概要	公共測量の永久標識等を害するおそれがある行為をしようとする者は、当該永久標識等を設置した測量計画機関に当該永久標識等の移転を請求することができる。	
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難なため。)	
基準の制定根拠		
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に処分の先例がないことから、あらかじめ標準処理期間の設定が困難なため。)	
期間の制定根拠		